

2. 教育・保育給付認定

認可保育施設を利用するためには、教育・保育給付認定申請を行い、下表による2号又は3号の認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	必要性	利用先
2号認定(保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、 認可保育施設で保育を希望	認可保育園 認定こども園 地域型保育
3号認定(保育認定)	満3歳未満		

【保育の必要な事由】

認可保育施設を利用するためには、保護者が「保育の必要な事由」としていずれかに該当することが必要です。

- 1 就労(月64時間以上 ※休憩時間を除いた実働時間)
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病、障がい
- 4 同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護、付添い(月64時間以上)
- 5 災害復旧
- 6 求職活動(起業準備を含む)、就労内定
- 7 就学(学校教育法に規定された学校等、職業訓練校における職業訓練、月64時間以上)
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 申込み児童の下のお子さんの育児休業取得中
- 10 その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※集団生活を経験させたい、幼児教育の場として利用したい、ボランティア活動等は保育の必要な事由に該当しません。

【保育の必要量】

2号認定・3号認定のうち保育の必要量に応じて「保育短時間」、「保育標準時間」のいずれかに区分されます。

◎「保育短時間」利用……施設の規定による最長8時間（例：9:00～17:00）

※各保育施設の保育短時間の時間帯については、P55～の認可保育施設マップをご参照ください。

◎「保育標準時間」利用……「保育短時間」利用の枠を超えて保育を必要とする時間(最長11時間)

※利用時間には、通勤・通学時間を含みます。

実際の利用時間とは、認定された保育必要量内で、保護者の就労時間等により実際に必要な時間がお子さんをお預かりする時間になります。入園する保育施設により利用時間に制限を設けている場合がありますので、保育施設に直接ご相談ください。

【保育の必要な事由と有効期間】

事由		保育の必要量		有効期間	
		標準時間	短時間	3号認定(満3歳未満)	2号認定(満3歳以上)
1	就労	○	○	3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
2	妊娠・出産	○	○	出産予定日の属する月から2ヶ月後の月末	
3	保護者の疾病、障がい	○	○	3歳の誕生日の前々日 (注1)	就学前の3月31日 (注1)
4	同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護、付添い	○	○	3歳の誕生日の前々日 (注1)	就学前の3月31日 (注1)
5	災害復旧	○	○	3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
6	求職活動、就労内定		○	3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
7	就学	○	○	在学期間終了の月末	
				3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
8	虐待やDVのおそれがあること	○	○	3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日
9	申込み児童の下のお子さんの育児休業取得中 (注2)		○	育児休業対象児童の育児休業期間終了日の月末	
				3歳の誕生日の前々日	就学前の3月31日

(注1) 3(保護者の疾病、障がい)、4(介護、看護、付添い)に該当する方は、保育の必要性を確認する書類に応じて、有効期間を決定します。

(注2) 9(育児休業取得中)に該当する方で、他の未就学児が認可保育施設の利用申込みをしている場合は、在園児童と申込み児童の保育の必要な事由及び保育の必要量が異なります。

在園児童⇒保育の必要な事由「育児休業」 保育の必要量「保育短時間」

申込児童⇒保育の必要な事由「就労」 保育の必要量「保育標準時間」又は「保育短時間」

【教育・保育給付認定の申請及び支給認定証の発行】

●保育施設の利用申込みの際に「教育・保育給付認定申請書」を提出してください。(P9 参照)

●「保育の必要な事由」、「保育の必要量」を確認し、「支給認定証」を発行します。

※保育の認定基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合や、該当事由により有効期間の希望に添えない場合があります。

※「支給認定証」は保育の必要性を判定したもので、認可保育施設への入園をお約束するものではありません。

※教育・保育給付認定申請の内容が事実と異なる場合、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

●お子さんが満3歳になる月の前月に、3号認定(満3歳未満)から2号認定(満3歳以上)への切り替えの通知書及び新しい「支給認定証」をお送りします(手続きは不要です)。

※有効期間が終了した場合、既に発行している「支給認定証」は無効となります。